



宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

令和7年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年6月2日

宮城県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会委員長 泉 田



- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による50分の1の数
37,852
- 2 地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項の規定による80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数
336,570